

平成28年9月13日

生命保険商品（特定保険契約）の保険代理店手数料の開示等

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、これまでも生命保険商品の販売にあたっては、お客さまの幅広いニーズにお応えするため、適切な情報提供と商品説明を実施してまいりました。

この取組みをさらに充実させ、お客さまの資産運用サポートを強化するため、平成28年10月より新たに下記の取組みを開始いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 保険代理店手数料（※1）の開示

当行が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約（※2））の保険代理店手数料を、保険会社の同意を前提に自主的に開示することといたします。

※1：保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまのニーズに適った商品のご提供に資するものと判断し、開示することといたしました。

※2：金融商品取引法の行為規則の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品で、具体的には、変額保険、外貨建て保険、市場価格調整機能を有する保険が対象となります。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が受取る保険代理店手数料について、保険会社各社と合意ができた商品から、従来は保険契約時に一括して受領していた保険代理店手数料の受領方式を、募集時のコンサルティング等の対価として保険会社より受領する「販売手数料」と、アフターフォロー等の対価として保険契約期間中に保険会社から定期的に受領する「継続手数料」とに分けた受領方式に変更することといたします

当行は、コンサルティング・バンク確立に向け、引続きお客さまの幅広いニーズにお応えし、専門性の高いコンサルティングと丁寧なアフターフォローに努めるとともに、販売体制の透明性向上につながる取組みを行ってまいります。

以上